

群マネ計画検討会の論点について (参考資料)

建設後50年以上経過する社会資本の割合

高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

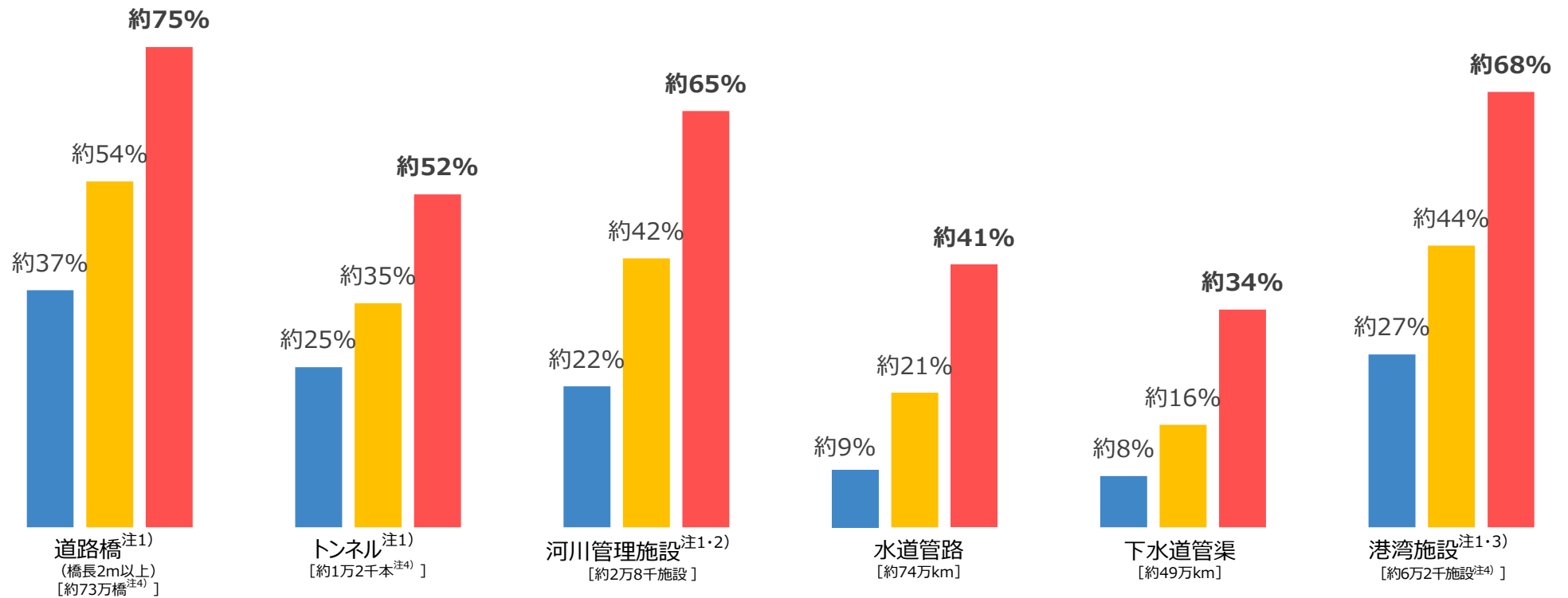
【建設後50年以上経過する社会資本の割合】（2023年3月時点）

[] : 各施設の総数（総延長）

■ 2023年3月

■ 2030年3月

■ 2040年3月



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他（立坑、遊水池）、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

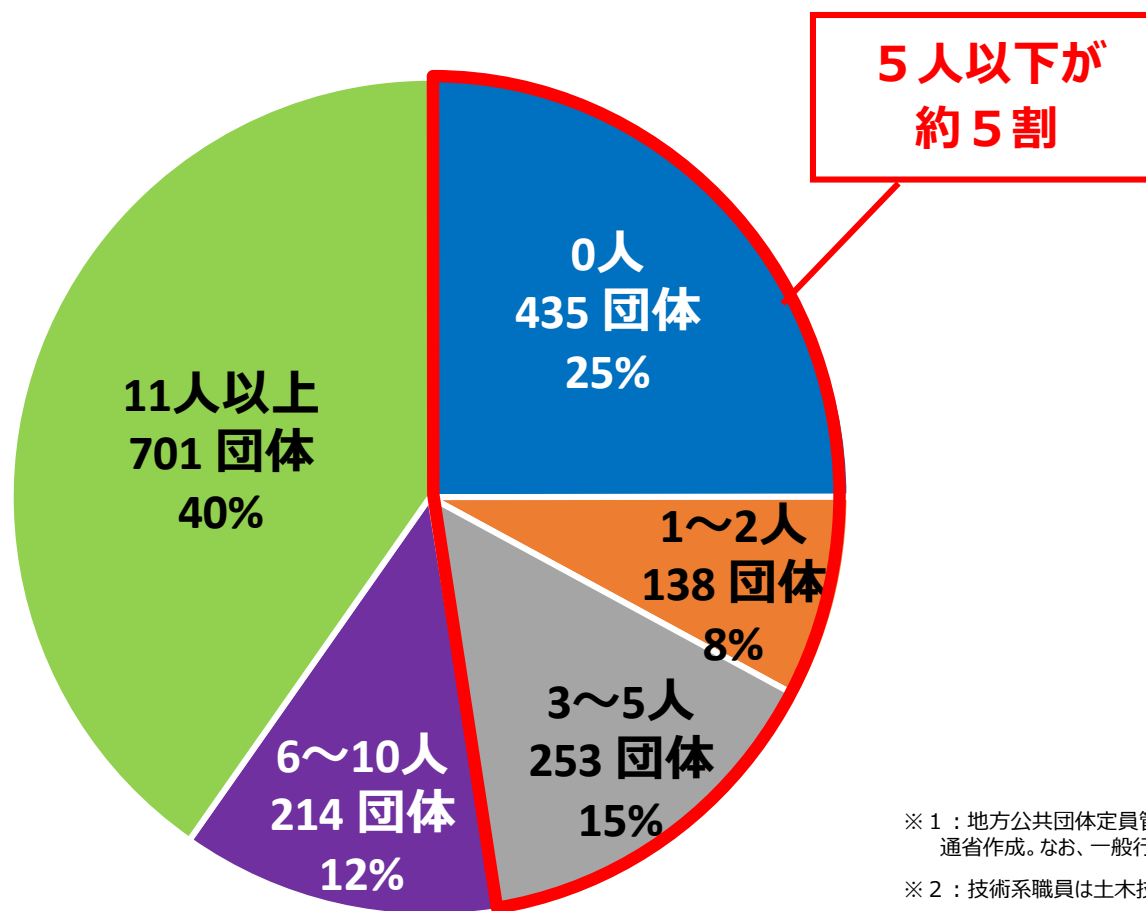
注3) 一部事務組合、港務局を含む。

注4) 総数には、建設年度不明の施設数を含む。

市区町村の技術系職員数の状況

- 市区町村における土木部門の職員数の減少割合は約14%（105,187人[2005年度]⇒90,709人[2023年度]）※1であり、市区町村全体の職員数の減少割合よりも大きく、技術系職員が5人以下の市区町村は全体の約5割。

《市区町村における技術系職員数》※1,※2

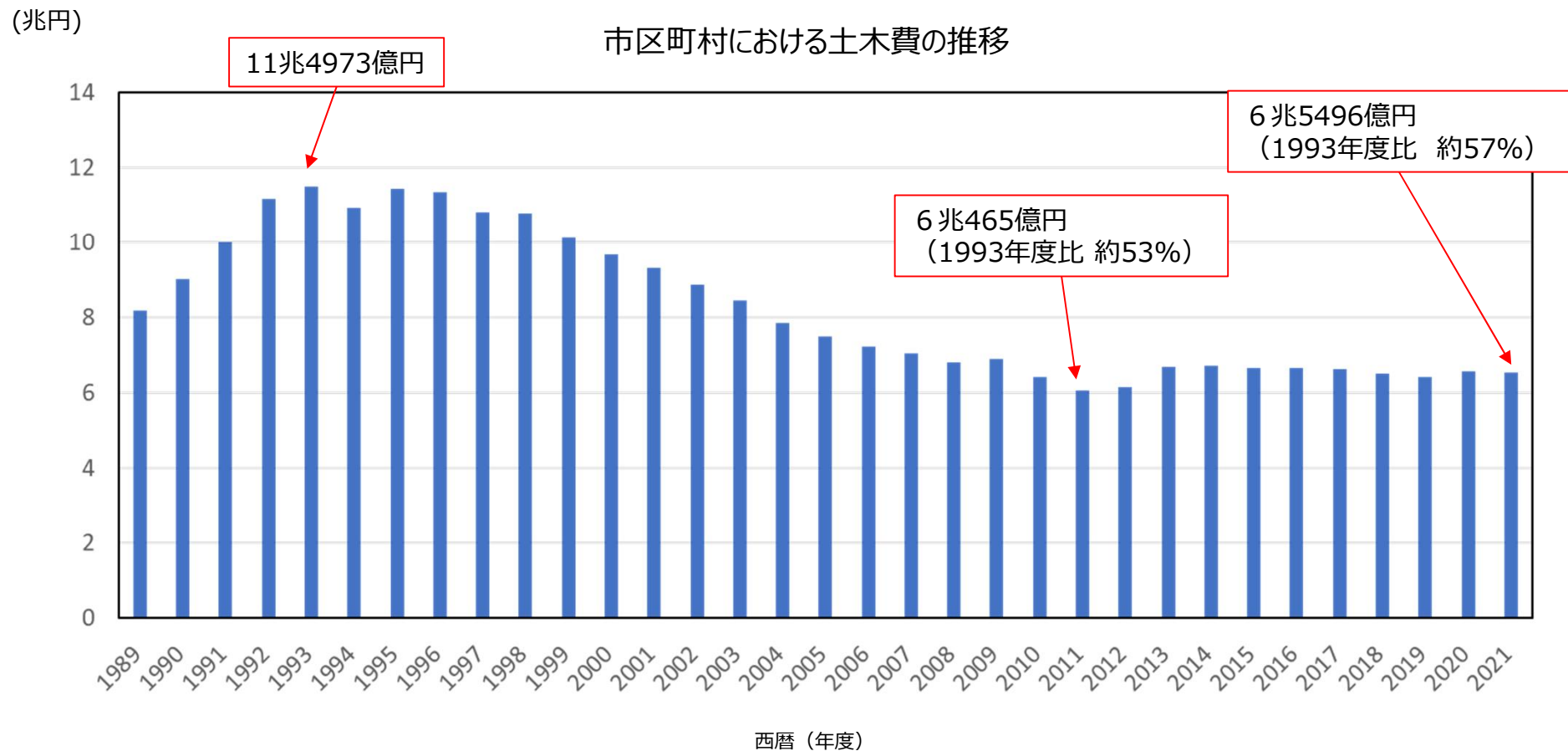


※1：地方公共団体定員管理調査結果（R5.4.1時点）より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。

※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

市区町村の土木費の推移

- 市区町村の土木費は、ピーク時の1993年度（約11.5兆円）から2011年度までの間で約半分（約6兆円）に減少した。
- 近年は約6.5兆円程度で推移しているが、ピーク時の約6割程度である。

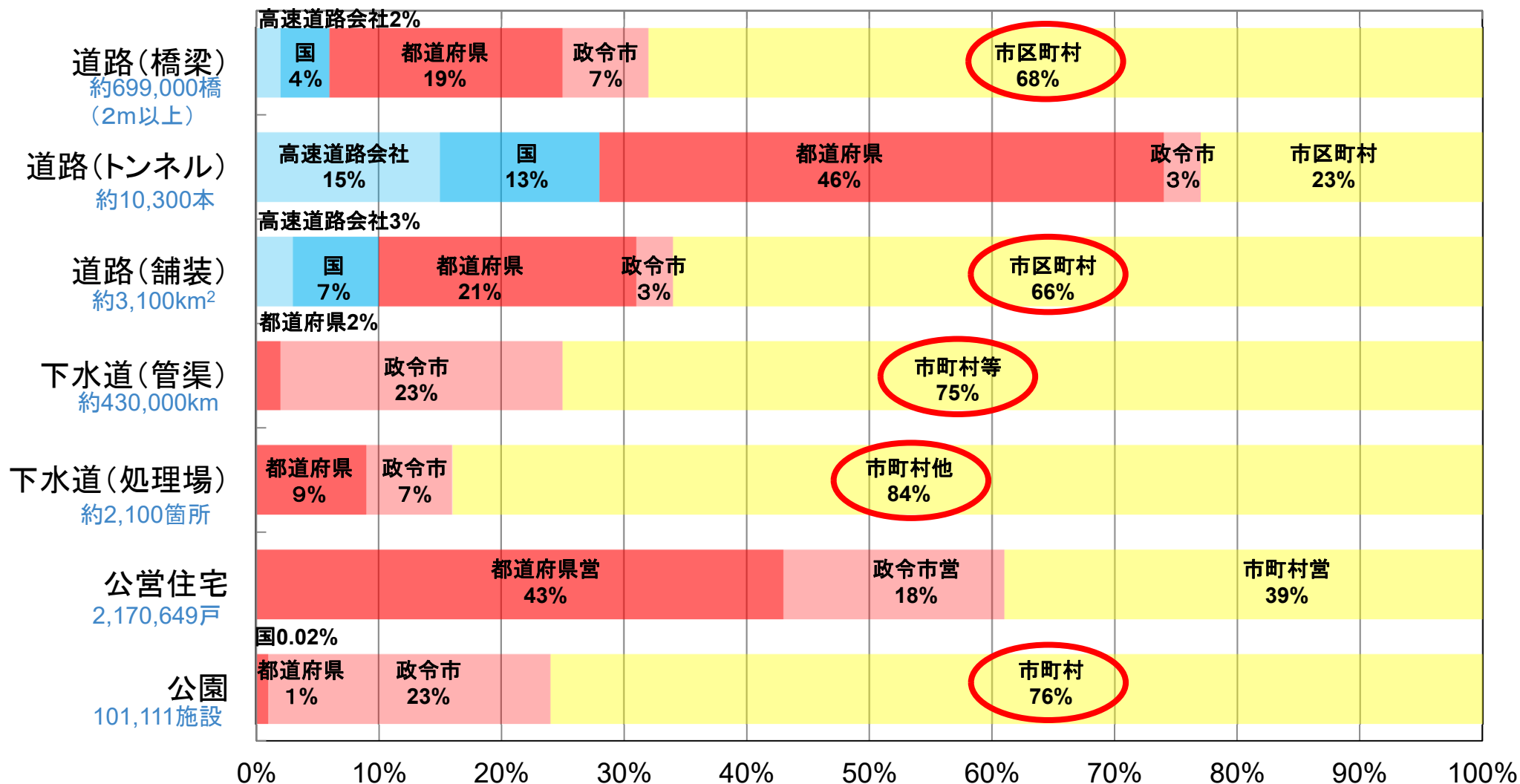


(地方財政統計年報より国土交通省作成)

インフラの管理体制の現状(各分野の管理者割合)

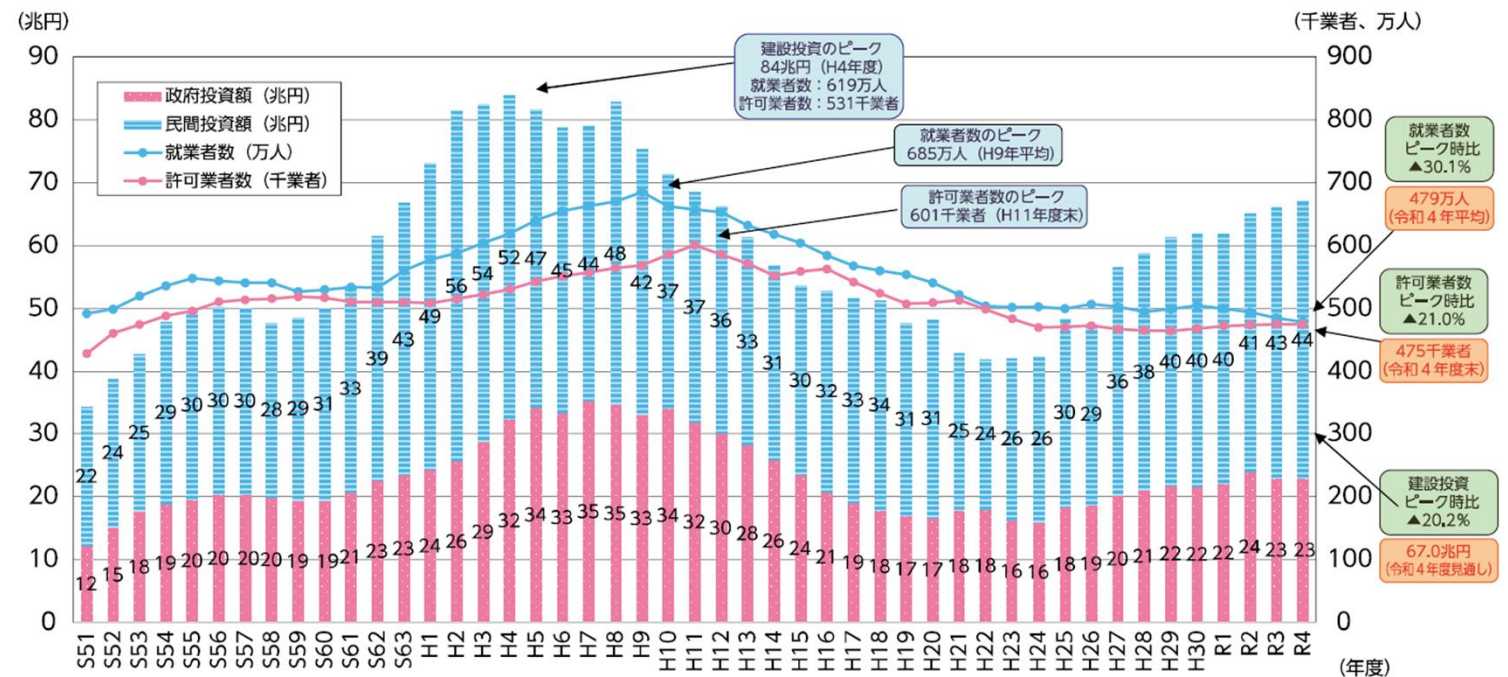
○ 各分野において、地方公共団体等が管理するインフラが多い。

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 社会資本メンテナンス戦略小委員会 資料(H25.4時点版)



- 建設業の現場では、担い手の高齢化が進んでおり、将来的な担い手の確保が課題。
- 建設業就業者数は近年、横ばいで推移しているが、今後、高齢者の大量離職が見込まれており、建設産業が地域の守り手として持続的に役割を果たしていくためには、引き続き、若者をはじめとする担い手の確保・育成を図るとともに、働き方改革に取り組んでいくことが重要。

- 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成23年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和4年度見通しは約67兆円となる見通し
(ピーク時から約20%減)
- 建設業者数(令和4年度末)は約475千業者で、ピーク時(平成11年度末)から約21%減
- 建設業就業者数(令和4年平均)は479万人で、ピーク時(平成9年平均)から約30%減



出典：国土交通省「建設投資見通し」、[建設業許可業者数調査]、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については令和元年度(2019年度)まで実績、令和2年度(2020年度)・令和3年度(2021年度)は見込み、令和4年度(2022年度)は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

【下水道】 下水道の広域化・共同化

旭川市+周辺5町 (北海道)

⇒任意の協議会を設置して実施

施設の共同化

中核市が周辺5町の下水を受け入れ処理している事例

団体名

旭川市、東神楽町、鷹栖町、当麻町、比布町、東川町

事業の概要

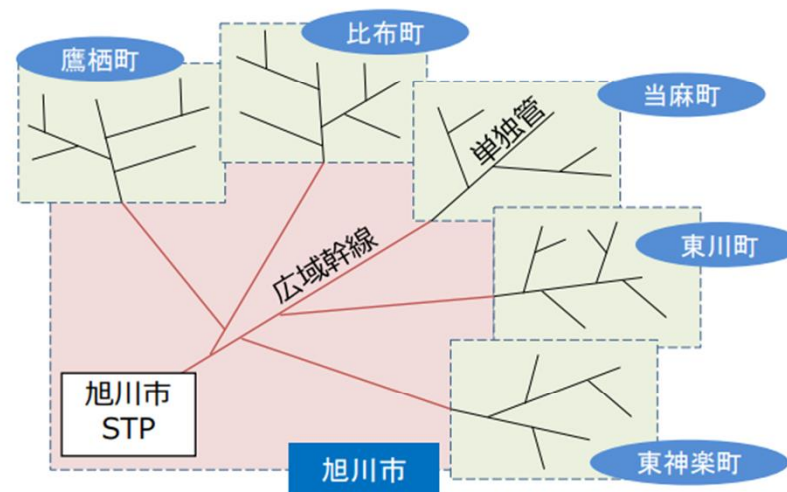
- ・北海道旭川市とその周辺5町による汚水処理の共同化
- ・周辺5町が旭川市との行政界まで管渠を布設
- ・旭川市内の広域幹線については、水量按分で費用負担し、旭川市が事業主体となって建設・管理を実施
- ・周辺5町の汚水は、旭川市処理場にて処理 (区域外流入)

事業の開始のきっかけ

- ・旭川市の処理場はもともと旭川市のみ単独公共下水道として計画
- ・同時期に周辺5町も下水道事業の実施を検討し始めたため、協議会(任意)を設置し、共同化を協議

効果・メリット

- ・5町の処理場が不要 → 建設・維持管理コストの低減、水質管理の集約化
- ・5町の処理場管理職員の削減 → 直営人件費の削減



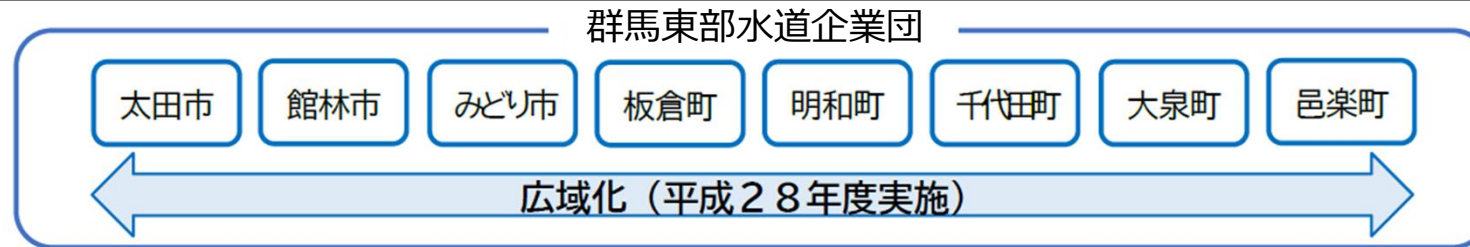
※出典：下水道事業における広域化・共同化の事例集
(国土交通省水管理・国土保全局)

【上水道】 上水道の広域化・共同化

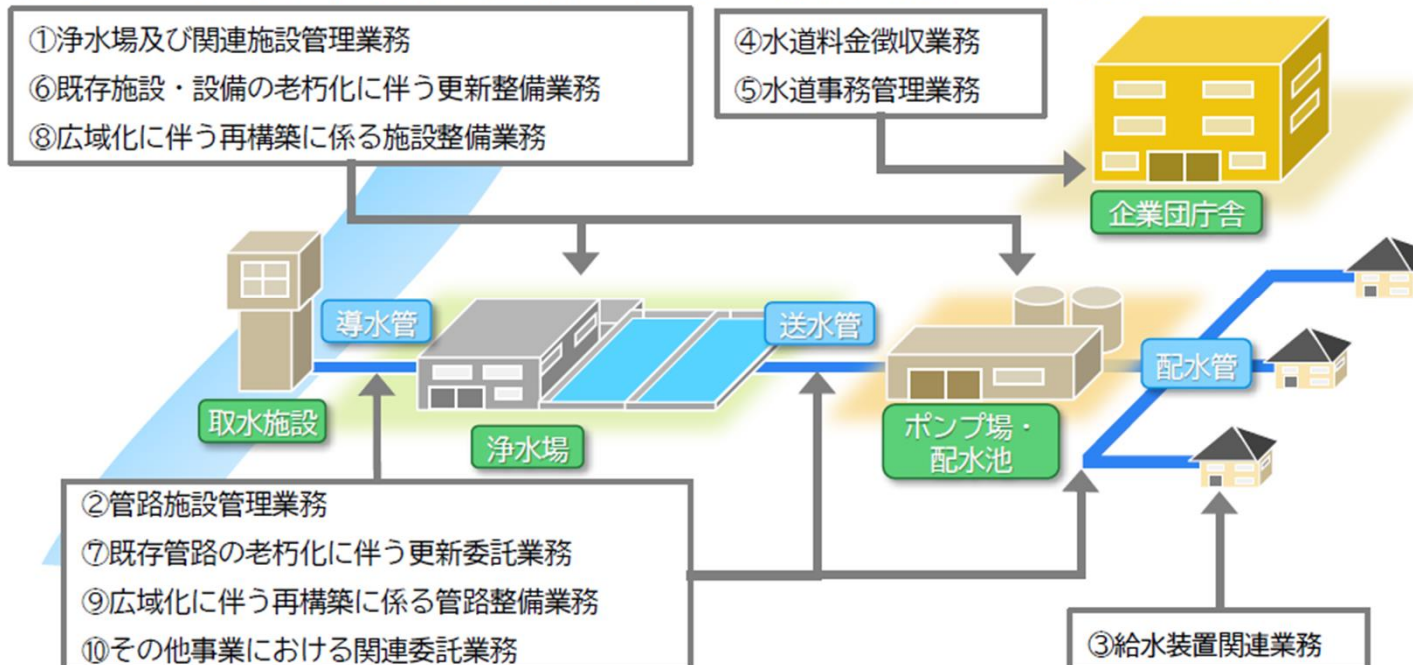
群馬県東部8市町

⇒一部事務組合を設置して実施

- 群馬県東部8市町では、広域で上水道事業を行う一部事務組合である群馬東部水道企業団を設置
- 事業運営や管路更新等について官民出資企業へ包括委託を実施



(5) 「事業運営及び拡張工事等包括事業」の業務委託範囲

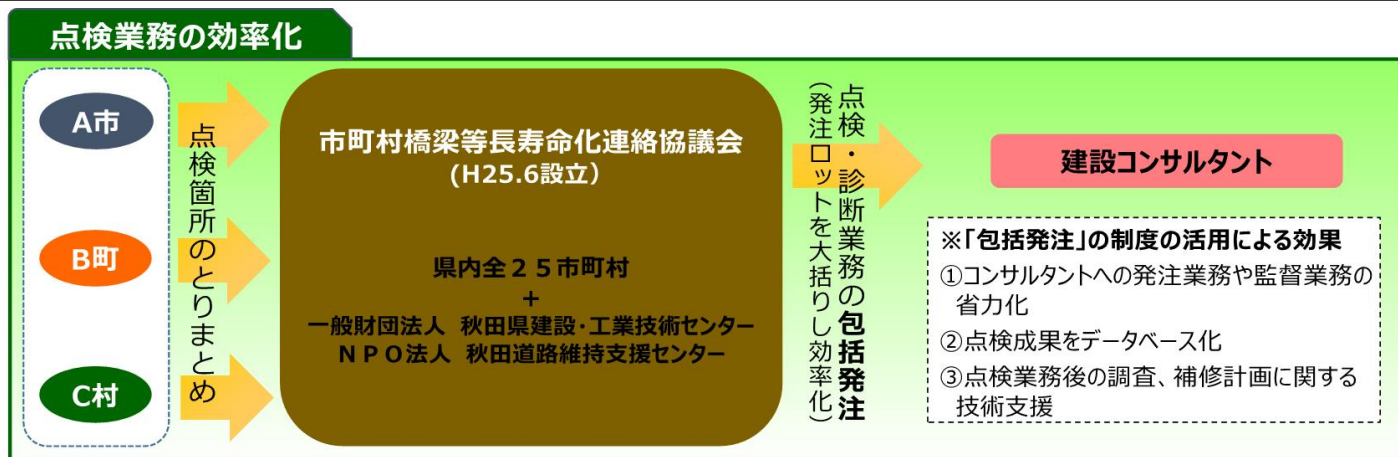


※出典：国土交通省HP
(令和4年度
水道技術管理者研修資料より
一部改変)

【道路】 道路橋の点検の地域一括発注

秋田県内の25市町村 ⇒任意の協議会を設置して実施

- 秋田県では、県の支援を受けて、県内全市町村と一般財団法人「秋田県建設・工業技術センター」、NPO法人「秋田道路維持支援センター」が「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」を設立。
- 技術職員不足等の課題を抱えている市町村が、道路施設のメンテナンスサイクル（点検、診断、措置、記録）を適切に実施するため、各市町村の道路施設点検を集約して発注する「包括発注」を実施。



※出典：国土交通省HP
(第1回群マネ計画検討会・実施検討会資料より)

【道路】 道路橋の点検の地域一括発注

下伊那郡13町村 (長野県) ⇒一部事務組合で実施

- 長野県下伊那郡では、13町村で構成される事務組合「下伊那郡土木技術センター組合」が道路・河川の測量、設計、積算、工事監理のほか、橋梁の点検を自ら実施。

	共同処理実施上の特徴
<p>下伊那郡土木技術センター組合 (一部事務組合)</p> <p><長野県内 13市町で構成> 松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や下水道等のそれぞれの施設管理者に施設の権限は残しつつ、<u>測量設計、積算、発注、工事の指導監督、検査に関する事務</u>について共同処理を実施し、効率化が図られている。 ● 13町村が管理する橋梁 1,500橋余のデータを「道路橋管理システム」で一括管理している。 ● 財産権や管理責任は地公体に残しているため、複雑な構造物の工事は町村と協議しながら実施する必要がある。 ● 一部事務組合の職員が固定化され、事務実施にあたっての<u>ノウハウや技術力が蓄積・維持</u>される。 ● 事務組合で扱う共同処理の内容が土木関係に限定されているため、業務量の増減に対して、人員や組織体制の機動的な変更が難しい。 <p><人員不足・技術力不足・財政力不足に対して効果></p>

※出典：国土交通省HP 第12回社会資本メンテナンス戦略小委員会（第2期第3回）（H26.8.5）資料より一部改変

上伊那広域連合 (長野県) ⇒広域連合で実施

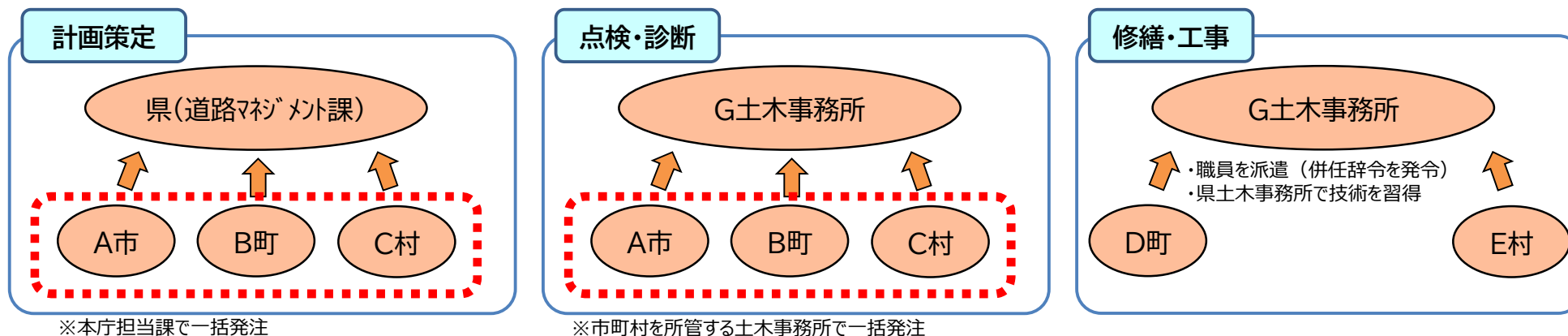
- 長野県上伊那広域連合では、管内の橋梁の点検を共同発注。

※出典：国土交通省不動産・建設経済局 建設産業政策会議 地域建設業WG 第3回会議（H29.5.24）資料より

【道路】 道路橋の計画策定、点検、修繕 (市町村が県へ委託)

奈良県 ⇒自治法上の事務の委託ではなく、私法上の委託で実施

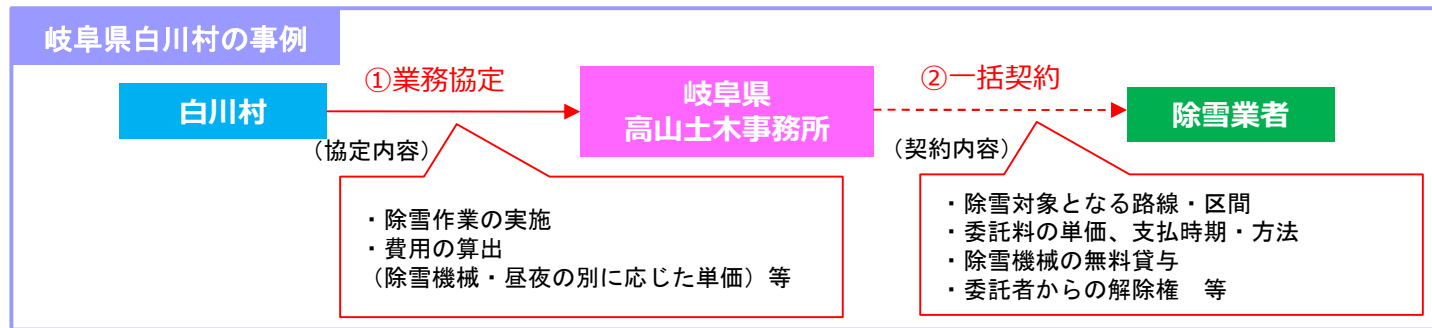
- 奈良県では、市町村の土木技術職員が減少し、土木技術職員がいない町村も存在。
- 県からの支援を希望する市町村について、道路施設に関する長寿命化修繕計画の策定業務、点検・修繕事業（設計・工事）を県が市町村から受託（私法上の委託契約）し、実施。
- 橋梁の補修設計業務及び補修工事では、市町村が、県土木事務所へ職員を派遣し、市町村職員が、県の職員の指導を受けながら、一緒になって設計や工事を進めていくことで、各市町村へ技術を持ち帰ってもらい、技術力の向上、橋梁補修設計・工事のノウハウ習得を図っている。



【道路】 道路除雪を村が県に委託

白川村 (岐阜県) ⇒業務協定により実施

- 岐阜県白川村では、除雪作業の効率化を図る観点から、村道の除雪に関する業務の一部について、岐阜県高山土木事務所と協定を結び、同事務所が一括契約



福島県

<道路（道路維持補修・舗装修繕・除雪） + 河川>

- 奥会津地方（宮下土木事務所管轄）においては、高齢化・過疎化が急速に進展し、また、公共事業の減少が著しく、企業数の減少、人員や保有機械の削減等、地域の建設業における課題も顕在化。維持管理や防災活動を持続できる体制を確保することを目的として、包括的民間委託を実施。
- 道路関係の業務に加え、河川の維持管理業務を複数年契約で実施している。

事業の経過

H29より
正式導入

項目	従来方式 (平成20年度までの契約方法)	モデル事業 (平成21年度から平成24年度)	モデル事業 (平成25年度から平成28年度)
◆対象業務	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーポール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーポール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーポール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など
◆対象エリア	・町村毎(①～⑧)・必要箇所(⑨～⑬)	・管内エリアを一つに統合	管内エリアを一つに統合
◆契約期間	・上半期・下半期(年2回)(①～⑧) ・必要期間(⑨～⑬)	・単年	・複数年(2ケ年)
◆契約方法	・随意契約	・公募型プロポーザル方式	・公募型プロポーザル方式
◆契約件数	・ 58件	・ 1件	・ 1件



緊急時の対応



道路除雪



舗装修繕(パッチング)



雪底除去



道路除草



道路支障物撤去



護岸修繕



河川支障物撤去



※出典：国土交通省HP
(第1回群マネ計画検討会・実施検討会資料より)

三条市 (新潟県)

<道路+公園+水路>

包括的民間委託の委託内容

- 市民からの苦情・要望受付
- 各施設の巡回
- 道路維持管理：舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、消雪パイプ、橋梁点検など
- 公園維持管理：施設、遊具、植栽など
- 水路維持管理：水路など

業務範囲	嵐北地区 (市街地) H29導入	下田地区 (中山間地) H31導入	栄地区 (平地部) R3導入
主な施設	市道336km、橋梁218橋、 道路照明灯144基、公園71箇所	市道240km、橋梁157橋、 道路照明灯8基、公園11箇所	市道229km、橋梁35橋、 道路照明灯44基、公園28箇所、 ポンプ場1箇所
受託者	外山・久保・マルモ・イグリ・ 山田・向陽園・パシフィックコン サルタンツ共同企業体 (計7社)	吉田組・鈴喜建設・若林建設・ グリーン造景企画・淡路電機管工 共同企業体 (計5社)	木菱・中央・山口・石翠園・ 斎藤・キタック共同企業体 (計6社)
委託期間	平成31年4月～令和6年3月	同左	令和3年6月～令和6年3月
主な業務	以下に示す道路施設などに関する 維持業務 舗装、側溝、防護柵、標識、街灯、 消雪パイプ、橋梁点検、公園施設、 水路 など	同左	左記のほか以下を追加 ・ 計画的舗装補修 ・ 道路照明灯点検 ・ 遊具点検 ・ ポンプ点検

かほく市 (石川県)

<上水道+下水道+農業集落排水>

- コスト縮減等を目的として、下水道事業と農業集落排水事業を一体的に委託。
- 第2期から水道事業を追加し、第3期から料金関係業務や水道の管路等も対象に追加。

事業	施設	第1期 H22~24	第2期 H25~29	第3期 H30~R4	第4期 R5~9	
公共 下水道 事業	雨水ポンプ場		仕様委託	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	
	処理場	包括委託 (Lv2.5)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv2.5)			
	ポンプ場					
	マンホールポンプ	仕様委託				
	管路					
農業集落 排水事業	処理場	包括委託 (Lv2.5)		事業横断型 包括的 民間委託 (Lv2.5)		
	マンホールポンプ					
	管路	仕様委託				
水道 事業	取水施設	直営・委託	直営・委託		事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	仕様委託
	浄水施設					
	送水施設					
	配水施設					
	料金徴収業務					
	管路(漏水調査)					

※出典：国土交通省HP
(第1回群マネ計画検討会・
実施検討会資料より)

※ (公財) 日本下水道協会「処理場等包括的民間委託ガイドライン」に定める包括的民間委託レベル
 レベル2.5：水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注に加え、
 一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
 レベル3：水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注に加え、
 資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

【参考】個別施設法における管理者の取扱い

- 基本的に、個別施設法において管理者はそれぞれの自治体となっている

【個別施設法の記載内容（例）】

道路法	第十五条	(都道府県道の管理) 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。
	第十六条	(市町村道の管理) 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。
河川法	第十条	(二級河川の管理) 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。
下水道法	第三条	(管理) 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。
	第二十五条の二	(管理) 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。
	第二十六条	(管理) 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。
都市公園法	第二条の三	(都市公園の管理) 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

【参考】下水道における一部事務組合の実施事例

○下水道分野においては、下水道法逐条解説において「一部事務組合及び広域連合で実施する場合がある」と記載されている

■ 地方自治法における一部事務組合及び広域連合の規定

(地方自治法の抜粋)

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

■ 下水道法

第三条（管理） 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

(逐条解説の抜粋)

3 公共下水道の管理は、原則として市町村が行うが、それ以外に次のような場合がある。

-略-

(3) 地方自治法第二八四条による一部事務組合及び広域連合

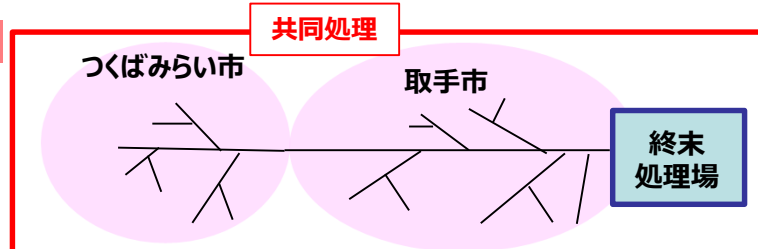
下水道は行政区域にとらわれることなく、自然の地形を利用して広域的に設置されることが望ましいので、下水道に関する一部事務組合及び広域連合は場合により活用されるべきものである。

○取手地方広域下水道組合は取手市とつくばみらい市における公共下水道事業の事務を共同処理するために一部事務組合を設立し、管理権限・責任は組合となっている

事例 取手地方広域下水道組合 (取手市・つくばみらい市の2市で構成)

○下水道の施設計画・建設から維持管理、運営までを、管渠や処理場等を保有する一つの法人として実施。

イメージ



【取手地方広域下水道組合規約の抜粋】

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、下水道法(昭和33年法律第79号)第3条第1項の規定による事務を共同処理する。ただし、つくばみらい市に係るものについては、旧伊奈町の区域(平成18年3月26日現在の伊奈町の区域をいう。)を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、公共下水道の使用料の算定及び徴収に関する事務については、組合の共同処理する事務から除く。

広域連携や分野横断の業務・工事実施における入札契約について、

- ◆ 適切なインフラメンテナンスを行うために、管理水準の設定は如何にあるべきか
- ◆ 受注者の創意工夫を促す方策は何か
- ◆ 受注者の技術力・体制を確認・確保する方策は何か
- ◆ 適切な契約期間はどの程度か
- ◆ 適切なインフラメンテナンスを行うために、本来必要な行政コスト（技術者の人件費を含む）の計上は、如何にあるべきか

等